

認定看護師教育機関審査要項 2017年度 改訂項目・内容一覧

1. 2016年度認定看護師制度委員会での決定事項に関する新旧対照表

1) 別添 1-1 認定看護師教育機関認定の要件 (P. 9~P. 13)

下線部：変更箇所

u003c/pu003e

項目 (2017年版該当ページ)	2016年版(旧)	2017年版(新)	変更理由
<p>Ⅲ. 教育課程 2. 実習 (P. 10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実習は、目的や目標、内容や方法、評価が明確であり、その認定看護分野において熟練した看護技術と知識を修得するに相応しいものである。<u>研修者の所属施設での実習は行わないこと。</u> ・実習は、認定看護分野に関する医療の実績がある施設において、当該認定看護分野の認定看護師である実習指導者による専任での指導体制の下、行うものとする。実習指導者は研修者の主体的な学びを援助するものであること。1施設当たりの研修者の配置人数は複数とし、実習指導者1人当たりの研修者の受け持ち数は、2~3名程度とすることが望ましい。 ・実習は、以下に定める実習施設、実習指導体制等の各要件を満たすものとする。但し、見学実習のみを行う施設は適用外とする。 <p>1) 実習施設の要件</p> <p>臨地実習に必要な事例数を確保でき、認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件を満たしていること (別添 1-5 : P. 17)。</p> <p>2) 実習指導体制の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者 <ul style="list-style-type: none"> (1) その実習施設に所属する当該認定看護分野の認定看護師であること。但し、<u>新規開設分野等の理由により認定看護師がいない場合には</u>、その分野での経験が5年以上あり、当該分野の熟練した実践能力を有する者であること。 (2) 実習期間中、専任であること。なお、専任とは以下の体制を指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中、一貫して研修者の実習指導を実施できる。 ・日々の実習において、研修者へ十分に対応できる。 (3) 以下に示す者は実習指導者になることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修者本人 ・主任教員、専任教員 <p>3) 実習施設選定にあたっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 研修者の負担とならないよう、実習施設の地理的条件を考慮すること。遠隔地の実習施設を選定する場合においても、定期的に専任教員による対面での指導が行われるよう指導体制や指導方法を調整すること。 <u>(2) 実習施設の設置主体が一定の団体や企業に偏らないこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習は、<u>その認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムのねらいに基づき</u>、目的や目標、内容や方法、評価が明確であり、その認定看護分野において熟練した看護技術と知識を修得するに相応しいものである。 ・実習は、<u>研修者本人が所属する施設</u>では行わないこと。 ・実習は、<u>その認定看護分野に関する医療の実績がある施設</u>において、当該認定看護分野の認定看護師である実習指導者による専任での指導体制の下、行うものとする。 ・実習指導者は研修者の主体的な学びを援助するものであること。1施設当たりの研修者の配置人数は複数とし、実習指導者1人当たりの研修者の受け持ち数は、2~3名程度とすることが望ましい。 ・実習は、以下に定める実習施設、実習指導体制等の各要件を満たすものとする。但し、見学実習のみを行う施設は適用外とする。 <p>1) 実習施設の要件</p> <p>臨地実習に必要な事例数を確保でき、認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件を満たしていること (別添 1-5 : P. 17)。</p> <p>2) 実習指導体制の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者 <ul style="list-style-type: none"> (1) その実習施設に所属する当該認定看護分野の認定看護師であること。但し、<u>分野特定後からの期間が短く、その分野の認定看護師を実習指導者として確保できない場合には</u>、その分野での経験が5年以上あり、当該分野の熟練した実践能力を有する者であること。 (2) 実習期間中、専任であること。なお、専任とは以下の体制を指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中、一貫して研修者の実習指導を実施できる。 ・日々の実習において、研修者へ十分に対応できる。 (3) 以下に示す者は実習指導者になることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修者本人 ・主任教員、専任教員 <p>3) 実習施設選定にあたっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 研修者の負担とならないよう、実習施設の地理的条件を考慮すること。 <u>(2) 遠隔地の実習施設を選定する場合においても</u>、定期的に専任教員による対面での指導が行われるよう指導体制や指導方法を調整すること。 <u>(3) 実習施設の設置主体が一定の団体や企業に偏らないこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習の目的や目標、内容や方法、評価は、その認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムのねらいに基づくことを明記した。 ・旧「研修者の所属施設での実習」は、研修者本人が所属する施設であることが明確になるよう「研修者本人が所属する施設」に修正した。 ・旧「新規開設分野」は、分野特定から間もない分野であることを示しているが、教育機関の新規開設と混乱しやすいため文言を修正した。 ・旧 (1) を (1) (2) に分けた。
<p>Ⅲ. 教育課程 3. 教育期間 (P. 10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1) 教育期間は、6か月以上1年以内、原則として連続した(集中した)昼間の教育であること。 2) 平日の夜間、土・日曜日の教育も可とする。但し、実習は昼間の集中した教育とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 教育期間は、6か月以上1年以内、原則として連続した(集中した)昼間の教育であること。 2) 平日の夜間、土・日曜日等の<u>(分散した)</u>教育も可とする。但し、実習は昼間の集中した教育とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1) の表記に揃え「(分散した)」を追加し、開講日は土・日曜日に限らないため、「土・日曜日等」に修正した。

項目 (2017年版該当ページ)	2016年版(旧)	2017年版(新)	変更理由
IV. 研修者 修了要件 (P. 11)	<p>教育機関の修了要件は、以下の各項目を遵守したものである。</p> <p>1) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める<u>すべての教科目</u>において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ教育機関の定める各教科目の試験に合格すること。</p> <p>2) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める全教科目(共通科目・専門基礎科目・専門科目・学内演習・臨地実習)を含む修了試験において、80%以上の成績を修めている。</p>	<p>教育機関の修了要件は、以下の各項目を遵守したものである。</p> <p>1) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める<u>全教科目(共通科目・専門基礎科目*・専門科目・学内演習・臨地実習)</u>において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ教育機関の定める各教科目の試験に合格すること。</p> <p>2) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める全教科目(共通科目・専門基礎科目*・専門科目・学内演習・臨地実習)を含む修了試験において、80%以上の成績を修めている。 (*平成28年3月及び12月改正カリキュラムを除く)</p>	<p>・1) 及び2) 教科目の範囲の表記を揃えた。</p> <p>・2015年度以降の改正カリキュラムは専門基礎科目と専門科目が専門科目に一本化したため、括弧書きで注釈を追加した。</p>

2016 年版 (旧)	2017 年版 (新)	変更理由
<p>認定看護師教育基準カリキュラム(以下、「教育基準カリキュラム」)は、認定看護師教育機関の教育を均質にし、また、研修者が研修期間において認定看護師に必要な知識・技術を習得できるよう構成したものである。</p> <p>カリキュラム及び講義計画の作成にあたっては、制度委員会が定めた教育基準カリキュラムを以下のとおり遵守すること。</p> <p>1. 目的、期待される能力について：教育基準カリキュラムの文言を使用すること。</p> <p>2. 共通科目、専門基礎科目、専門科目、学内演習、実習について：教育基準カリキュラムの教科目名及び単元名を使用すること。また、教育基準カリキュラムに定める教科目の順序の通りカリキュラムを作成すること。</p> <p>3. 各分野の教育基準カリキュラムに定める専門基礎科目・専門科目・演習及び臨地実習は、それぞれの規定の時間数を満たしていること。</p> <p>4. 総時間数は 615 時間以上とする。但し、分野別で規定されている総時間数を超える場合は、研修者に過度の負担とならないよう配慮すること。</p> <p>5. 教育基準カリキュラムに定められていない教科目を実施する場合、選択制とし、その修得は修了要件に含まない。</p> <p>6. 異なる分野間での合同講義は、『合同講義の実施基準』(別添 1-4 : P. 16) を満たすこと。</p>	<p>認定看護師教育基準カリキュラム(以下、「教育基準カリキュラム」)は、認定看護師教育機関の教育を均質にし、また、研修者が研修期間において認定看護師に必要な知識・技術を習得できるよう構成したものである。</p> <p>カリキュラム及び講義計画の作成にあたっては、制度委員会が定めた教育基準カリキュラムを以下のとおり遵守すること。</p> <p>1. 目的、期待される能力について</p> <p>1) 教育基準カリキュラムの文言と一致していること。</p> <p>2. 時間数について</p> <p>1) 各分野の教育基準カリキュラムに定める専門基礎科目・専門科目・演習及び臨地実習は、それぞれの規定の時間数を満たしていること。</p> <p>2) 総時間数は 615 時間以上とする。但し、分野別で規定されている総時間数を超える場合は、研修者に過度の負担とならないよう配慮すること。</p> <p>3. 教科目名及び単元について</p> <p>1) 共通科目、専門基礎科目、専門科目、学内演習、実習の全ての教科目において、教科目名及び単元名が教育基準カリキュラムと一致していること。</p> <p>2) 教育基準カリキュラムに定める教科目の順序の通りカリキュラムを作成すること。</p> <p>4. 教育基準カリキュラムに定められていない教科目を実施する場合は、選択制とし、その修得は修了要件に含まないこと。</p> <p>5. 異なる分野間での合同講義は、『合同講義の実施基準』(別添 1-4 : P. 18) を満たすこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新では、旧 1~4 を内容別に整理し、新 1~5 のとおり並べ替えた。 ・新の 1 は、旧の「文言を使用する」を「文言と一致している」に修正し、教育基準カリキュラム記載の文言のとおりそのままを使用することを明確にした。 ・旧の 3 及び 4 は新の 2 の項に記載した。 ・旧の 2 は新の 3 の項にて 1) 及び 2) に分けて記載した。また、現行の「教育基準カリキュラムの教科目名及び単元名を使用する」を「教科目名及び単元名が教育基準カリキュラムと一致している」に修正し、文言のとおりそのままを使用することを明確にした。 ・新 4 の文末の表記は他要件と揃えた。 ・新では、旧の「<講義・実習時間、試験時間等の考え方について>」と補足資料の記載内容を整理し並べ替えた。 ・新の 1) は旧の各教科目の時間・コマ数に関する内容を移動し記載した。 ・新の 2) は、旧の「<講義・実習時間、試験時間等の考え方について>」と補足資料の試験に関する記載内容を整理した。 ・旧の「試験は教科目ごとに作成する」は、「教科目ごとに試験による評価を行う」とし、明確な表現に変更した。 ・各教科目の講義の進捗状況や研修者の理解度等を考慮して試験回数を設定する場合、前期・後期等の定期試験として実施できないことがあるため、旧の「別途、定期試験時間を設けて行う」は「別途、試験時間を設けて行う」に修正した。
<p><講義・実習時間、試験時間等の考え方について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義 15 時間=1 単位、演習 30 時間=1 単位、実習 45 時間=1 単位とする。 ・原則、講義 30 時間は 2 時間の授業を 15 コマ、講義 15 時間は 2 時間の講義を 8 コマ実施する。 ・試験時間は規定の講義時間に含めず、別途、<u>定期試験時間を設けて行う。</u> ・試験は教科目ごとに作成する。 ・試験方法は、<u>定期試験時間に集合して行う筆記試験の他、レポート提出も可能とする。</u> ・講義及び演習は、運営上 45 分を 1 時間とみなし、90 分を 1 コマ 2 時間として計算する。 ・実習は、運営上 45 分を 1 時間とみなす。 	<p><講義・実習時間、試験時間等の考え方について></p> <p>1) 各教科目の時間・コマ数に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義及び演習は、運営上 45 分を 1 時間とみなし、90 分を 1 コマ 2 時間として計算する。 ・実習は、運営上 45 分を 1 時間とみなす。 ・原則、講義 30 時間は 2 時間の授業を 15 コマ実施、講義 15 時間は 2 時間の講義を 8 コマ実施する。 ・講義 15 時間=1 単位、演習 30 時間=1 単位、実習 45 時間=1 単位とする。 <p>2) 試験時間、試験方法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科目ごとに試験による評価を行う。 ・試験時間は各教科目の規定時間に含めず、別途、<u>試験時間を設けて行う。</u> ・各教科目の試験時間は 90 分を超えない。 ・試験回数は、各教科目の講義の進捗状況や研修者の理解度等を考慮し<u>設定する</u> (1 回にまとめて実施しても、複数回に分けて実施してもよい。ただし、複数の講師が 1 教科目を担当する場合、講師別に試験を行うことは試験回数が多くなり研修者の負担となるため望ましくない。) ・各教科目の試験方法は、筆記試験、レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい (<u>筆記試験、レポート、実技試験等の併用も可能</u>)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新の 2) は、旧の「<講義・実習時間、試験時間等の考え方について>」と補足資料の試験に関する記載内容を整理した。 ・旧の「試験は教科目ごとに作成する」は、「教科目ごとに試験による評価を行う」とし、明確な表現に変更した。 ・各教科目の講義の進捗状況や研修者の理解度等を考慮して試験回数を設定する場合、前期・後期等の定期試験として実施できないことがあるため、旧の「別途、定期試験時間を設けて行う」は「別途、試験時間を設けて行う」に修正した。
<p>※以下、補足資料(「参考資料」参照)抜粋</p> <p>○試験に関する考え方についての補足は、以下のとおりです。下記の試験に関する考え方に基づき、教科目ごとに評価を行う。</p> <p>1) 試験時間、試験回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験時間は各教育機関で定めることができる。但し、各教科目の試験時間は 90 分を超えないこと。 ・試験回数は各教科目の進捗状況や研修者の理解度等を考慮した上で、各教育機関で定めることができる (1 回にまとめて実施しても、複数回に分けて実施してもよい)。なお、複数の講師が 1 教科目を担当する場合、講師別に試験を行うことは試験回数が多くなり研修者の負担となるため望ましくない。 <p>2) 試験方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科目の試験方法は、筆記試験、レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい。 ・筆記試験、レポート、実技試験等の併用も可能 		<p>※教科目及び時間数の一覧は「別添」参照</p>

2. その他

	該当箇所	改訂内容
1	3. 認定更新審査 2) 審査内容及び審査方法 (P. 5)	認定看護師細則改正 (平成 29 年 1 月 13 日改正) に応じ、記載内容を整理。
2	IV. 教育機関認定後の申請情報の追加・変更等 1. 更新情報 (P. 7)	更新情報の追加 (「更新情報のご提出 (お願い)」 (2016 年 12 月 9 日 : 「教育機関 審査・申請システム」の「お知らせ」掲載) に応じ、記載内容を整理。
3	IV. 教育機関認定後の申請情報の追加・変更等 3. 再開講について (P. 8)	認定更新審査方法の変更 (「認定看護師教育機関 認定更新審査方法の変更について (差替判)」 (2017 年 3 月 6 日 : 「教育機関 審査・申請システム」の「お知らせ」掲載) に応じ、記載内容を追加。
4	別添 1-5 認定看護分野ごとに定められた実習施設の要件及び実習施設の医療実績に関する報告事項 (P. 19~P. 39)	認定看護分野ごとにページを分けて整理。
5	別添 4 認定看護師教育機関 審査・確認項目一覧	「認定看護師教育機関認定の要件」に基づき記載内容を整理。
6	全体	文言の整理

別添 1-2 認定看護師教育基準カリキュラムの規定：「教科目名及び時間数」（P. 15）新旧対照表

2016年版（旧）			2017年版（新）			変更理由
			■2017年度まで適用			・共通科目改正に応じて記載内容を整理した。
	教科目名	時間数（単位数）		教科目名	時間数（単位数）	
共通科目（必修）	看護管理 リーダーシップ 情報管理 看護倫理 指導 相談 文献検索・文献講読	15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1）	105時間以上	共通科目（必修）	看護管理 リーダーシップ 情報管理 看護倫理 指導 相談 文献検索・文献講読	
共通科目（選択）	臨床薬理学 医療安全管理 対人関係	15（1） 15（1） 15（1）		(+45時間)	共通科目（選択）	臨床薬理学 医療安全管理 対人関係
専門基礎科目/専門科目 学内演習/臨地実習	(認定看護分野ごとに定める) (認定看護分野ごとに定める)	(認定看護分野ごとに定める) 200時間以上		専門基礎科目/専門科目 学内演習/臨地実習	(認定看護分野ごとに定める) (認定看護分野ごとに定める)	(認定看護分野ごとに定める) 200時間以上
総時間数 615時間以上 (+45時間)			総時間数 615時間以上 (+45時間)			
			2016年3月制度委員会改正			
			■2017年度移行期間、2018年度より遵守			
	教科目名	時間数（単位数）		教科目名	時間数（単位数）	
共通科目（必修）	医療安全学：医療倫理 医療安全学：医療安全管理 医療安全学：看護管理 臨床薬理学：薬理作用 チーム医療論（特定行為実践） 相談（特定行為実践） 指導	15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1）	120時間以上	共通科目（必修）	医療安全学：医療倫理 医療安全学：医療安全管理 医療安全学：看護管理 臨床薬理学：薬理作用 チーム医療論（特定行為実践） 相談（特定行為実践） 指導	15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1） 15（1）
共通科目（選択）	臨床薬理学：薬物動態 臨床薬理学：薬物治療・管理 特定行為実践 対人関係 臨床病態生理学 臨床病態整理学演習 臨床推論 臨床推論：医療面接 フィジカルアセスメント：基礎 フィジカルアセスメント：応用 疾病：臨床病態概論：5疾病 疾病・臨床病態概論：その他の 主要疾患 疾病・臨床病態概論：年齢別・ 状況別	15（1） 30（2） 30（2） 15（1） 45（3） 15（2） 45（3） 15（2） 30（2） 30（2） 30（2） 30（2）		(+360時間)	共通科目（選択）	臨床薬理学：薬物動態 臨床薬理学：薬物治療・管理 特定行為実践 対人関係 臨床病態生理学 臨床病態整理学演習 臨床推論 臨床推論：医療面接 フィジカルアセスメント：基礎 フィジカルアセスメント：応用 疾病：臨床病態概論：5疾病 疾病・臨床病態概論：その他の 主要疾患 疾病・臨床病態概論：年齢別・ 状況別
専門基礎科目/専門科目 学内演習/臨地実習	(認定看護分野ごとに定める) (認定看護分野ごとに定める)	(認定看護分野ごとに定める) 200時間以上		専門基礎科目/専門科目 学内演習/臨地実習	(認定看護分野ごとに定める) (認定看護分野ごとに定める)	(認定看護分野ごとに定める) 200時間以上
総時間数 615時間以上 (+360時間)			総時間数 615時間以上 (+360時間)			
			2017年3月制度委員会改正			

注意点：

- 1) 認定看護師教育基準カリキュラムは原則として5年ごとに改正を行う。改正スケジュールは、『認定看護師教育基準カリキュラム改正及び適用スケジュール』（別添 1-3：P. 15）を参照。
- 2) 共通科目のねらい、各認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムは下記 URL 参照。
URL：http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/educ_inst_approval_cn#cn_curriculum

注意点：

- 1) 認定看護師教育基準カリキュラムは原則として5年ごとに改正を行う。改正スケジュールは、『認定看護師教育基準カリキュラム改正及び適用スケジュール』（別添1-3：P.17）を参照。
- 2) 共通科目および各認定看護分野の認定看護師教育基準カリキュラムは下記 URL 参照。

URL：http://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/educ_inst_approval_cn#cn_curriculum